

休校に関するお知らせNO.1

令和2年4月14日

保護者の皆様へ

珠洲市立大谷小中学校
校 長 上田 辰美
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業のお知らせ

保護者の皆様方におかれましては、日頃より、本校の教育活動に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜りますことに厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、珠洲市教育委員会からの「臨時休業」の通知を受け、下記の通り取り組みます。何卒、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間

4月16日（木）～5月6日（水）

2 おねがい事項

- ①児童・生徒・保護者の皆様には、不要・不急の外出や人の集まる場所等への外出を控えて下さいますようお願い致します。
- ②自宅においても、換気・咳エチケットや手洗い等の感染予防をお願い致します。
(次ページ・別紙をご覧ください)
- ③朝の健康観察で体温の測定を行い、「生活・学習記録表」にご記入願います。
37.5℃以上の場合は、学校または担任へご連絡ください。(学校 87-2016)
- ④毎日の生活リズムを崩さないよう、児童・生徒・保護者の皆さまに配布の葉「At the same time」をご活用ください。(4月15日の集会で配布予定です)
児童・生徒には葉を活用して以下のことを集会・HRで伝えます。ご家庭でのご協力をよろしくお願い致します。
 - ・規則正しい生活（早寝・早起き、3回の食事）
 - ・みんなで同じ時間帯の学習
 - ・生活・学習記録表シート（健康観察・学習記録・振り返り）の記入
 - ・登校日 【4月24日（金） 5月1日（金）】…詳細は葉をご覧ください。
 - ・家庭訪問日【4月21日（火）】
 - ・電話連絡日【4月17日（金） 28日（金）】
- ⑤児童・生徒をねらった犯罪が予想されます。不審な電話に注意するよう、お願いいたします。

ご家庭でご留意いただく内容

1 基本的な感染症対策の徹底

- ・手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底する

2 日常の健康管理

- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける
- ・こまめに換気する
- ・毎朝、体温測定を行う
- ・不要不急の外出はなるべく控える
 - ◆感染の拡大が認められる地域には行かない
 - ◆換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に、集団で集まることを避ける

3 風邪等の症状がみられる場合の対応

- ・37.5℃以上ある場合、微熱でも風邪症状がみられる場合は、珠洲市総合病院発熱者外来に事前に連絡し、医師の指示に従う。
その際は、学校へも連絡する。（学校：87-2019）

4 次の症状がある場合「帰国者・接触者相談センター」へ相談する

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

相談窓口

石川県庁健康福祉課

TEL076-225-1670

能登北部保健福祉センター

TEL0768-22-2011

5 新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、人権に十分に配慮する

休校に関するお知らせNO.2

令和2年4月14日

保護者の皆様へ

珠洲市立大谷小中学校
校 長 上田 辰美
(公印省略)

臨時休業中のお子さんの所在等について

臨時休業に関わり、以下のことにつきましてご理解賜りますようお願いいたします。

- ①休業中におけるお子さんの日中の所在場所をお知らせください。
- ②4月15日(水)にお子さんに持たせ、担任に提出させて下さい。

----- き り と り -----

臨時休業中のお子さんの所在 _____ 年 _____

以下の()に○をお付けください。

() ご自宅

() ご自宅以外

ご自宅以外の場合 場所と連絡先


(-)

() 家族等での対応が難しい

※「休校のお知らせNO.3」をご確認の上、
NO.4の申請書をご提出ください。

休校に関するお知らせNO.3

令和2年4月14日

保護者の皆様へ

珠洲市教育委員会事務局
局長 山口 茂樹
(公印略)

臨時休業中における児童の学校での見守りについて

政府及び石川県の「緊急事態宣言」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、4月16日から5月6日までの間、臨時休業とすることといたしました。

小学校1～3年生のお子さんにつきまして、ご家族等でどうしても対応できない場合は、下記のとおり、学校でお子さんを見守ることといたしますので、関係書類の提出等の手続きをお願いします。

記

- 1 対 象 小学校1、2、3学年の児童及び特別支援学級在籍児童の希望者
※以下の①、②、③の条件にすべて当てはまる場合
①保護者、祖父母、親戚等でどうしてもお世話ができない場合
②子供だけで過ごすことができない場合
③体調が悪くなった場合の迎えができること
- 2 受入期間 4月16日（木）から5月1日（金）までの平日
- 3 時 間 学校の登校時間から通常の下校時間まで
※時間については、学校に確認してください。
- 4 持 ち 物 (1) 学習用具
(2) 弁当、水筒
(3) その他学校、子ども教室から指定されたもの
- 5 申 込 み ・学校から「申請書」を受け取り、必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- 6 お 願 い ・登校前に検温を実施するなど、健康状態を確認してください。
・手洗いやうがい、マスクの着用等の感染症対策を徹底してください。
・発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合は休ませて

事務担当
珠洲市教育委員会事務局
学校教育係 TEL82-7816

休校に関するお知らせNO.4

令和2年4月14日

珠洲市立 大谷小中学校長 様

児童名 _____ 年 _____

護者名 _____ (印)

臨時休業日における学校での児童の見守り申請書

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための臨時休業にあたり、
下記の確認事項に関して、保護者の私がすべての責任を負うことを
約束し、_____の学校での見守りを申請します。

※お子さんのお名前をご記入ください。

記

確認事項

- ・安全に登下校できるように保護者が指導と配慮をします。
- ・他者と接触することにより、風邪等に感染する可能性があることを承知します。
- ・各自で感染症予防の対策をとります。
- ・発熱や風邪の症状が見られる場合は、感染予防のために登校させません。
- ・登校しない日は、保護者から学校に必ず連絡します。
- ・お弁当、水筒、学習に係る道具等は、各自で準備します。
- ・預かり中に、怪我等があった場合、日本スポーツ振興センターの給付の対象外となる場合があることを承知します。

休校に関するお知らせNO.5

令和2年4月14日

保護者の皆様へ

珠洲市立大谷小中学校
校 長 上田 辰美
(公印省略)

臨時休業に伴う行事の中止・変更について

臨時休業に伴い、学校行事等の中止、変更を行いますのでご理解とご協力をお願いします。

記

期日	予定されていた行事	対応	備考
4月17日(金)	防犯教室 交通安全教室	延期	5月の連休明けに検討します。
4月20日(月)	新入生を迎える会 (児童生徒会主催)	延期	5月の連休明けに検討します。
4月21日(火)	授業参観・学級懇談会	延期	5月の連休明けに検討します。
4月21日(火)	P T A総会	文書提案で承認書をもらう	議案等は、学担の家庭訪問の時に配布します。
4月28日(火)	尿検査一次	延期	決定次第お知らせ致します。
4月30日(木)	歯科検診	延期	決定次第お知らせ致します。